

令和4年12月20日付け県公報第374号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業種類を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
磐田市
- 2 作業の種類  
変更前 公共測量（数値地形図修正）  
変更後 公共測量（遺跡調査 地形図作成）
- 3 作業期間  
令和4年11月18日から令和5年3月17日まで
- 4 作業地域  
磐田市寺谷・匂坂上地内